様式第２号

議　事　録

１．会議の名称　　令和８年度 第２回池田市建築審査会

２．開 催 日 時　　令和８年７月２７日　午後３時００分から午後４時３０分

３．開 催 場 所　　池田・府市合同庁舎　６階　第５会議室

４．出　席　者　　≪委　員≫
※会　長：◎　◎岩田 三千子　　加賀有津子（Web）
石田 将人　　伊丹 絵美子
堀口 泰輔　　吉﨑 博史
＜事務局職員＞
塩川　英樹　　的場　一幸
吉浦　朋子　　今給黎　一徳　　岸田　勝也
＜都市政策課＞
中川　雄司　　萩原　航

５．議　　題　　・旧伏尾台小学校の跡地活用に伴う地域再生法第１７条の４０の用途に関する許可の特例の適用について
・建築基準法第４３条第２項第２号許可の報告について

６．議 事 経 過　　別紙のとおり

７．公開・非公開の別　公開

８．傍 聴 者 数　　０名

９．問い合わせ先　　池田市都市整備部審査指導課
（０７２）７５２－１１１１　内線４７８
（０７２）７５４－６３３９（ダイヤルイン）
E－mail　shinsa@city.ikeda.osaka.jp

会長：（開会の挨拶）

それでは、令和８年度 第２回池田市建築審査会を開会いたします。

本日はご多用のところ、本審査会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、事務局より本審査会の成立について、報告をお願いいたします。

副主幹：

本日の建築審査会につきましては、委員７名中、６名の出席をいただいております。

池田市建築審査会条例第４条第２項の規定に基づき、半数以上に達しますので、成立しておりますことをご報告いたします。

本日の第２回 池田市建築審査会の会議録のご署名につきましては、会長、委員、委員にお願いいたします。本日の傍聴人は０人です。

会長：

それでは、開会にあたりまして、都市整備部長より、一言ご挨拶申し上げます。

部長：

－挨拶－

会長：

本日その他案件として

・旧伏尾台小学校の跡地活用に伴う地域再生法第１７条の４０の用途に関する許可の特例の適用について

報告案件としまして

・「建築基準法第４３条第２項第２号許可の報告」について、すでに許可をしました報告案件が５件あります。

それでは、「旧伏尾台小学校の跡地活用に伴う地域再生法第１７条の４０の用途に関する許可の特例の適用について」を事務局よりお願いします。

まちづくり推進監：

それでは、「旧伏尾台小学校の跡地活用に伴う地域再生法第１７条の４０の用途に関する許可の特

例の適用について」について、ご説明いたします。

都市政策課からは今回の特例許可の適用を受けようとするに至った背景であります地域再生法に基づく地域再生計画で、既に国の認定を受けております「池田市伏尾台地域住宅団地再生事業計画」についてご説明させていただきます。

－説明－

主幹：

事務局からは地域再生法第１７条の４０の用途に関する許可の特例を適用した建築基準法第４８条第３項ただし書に関する手続きの流れと本建築審査会でご審議賜りたい内容についてご説明させていただきます。

－説明－

ありがとうございました。

会長：

次に、第８号から第１２号報告の「建築基準法第４３条第２項第２号許可の報告について」を一括して事務局より、説明をお願いします。

主幹：

それでは、本年６月末までに許可いたしました第８号報告から第１２号報告について、一括して説明させていただきます。

第８号から第１２号報告　建築基準法第４３条第２項第２号の規定により許可申請があり、「当該許可取扱い基準」による「一括同意基準」に基づき許可しましたので報告いたします。

－第８号～第１０号報告について説明－

【概要】

申　請　地：池田市空港一丁目152番3の一部（第８号）

申　請　地：池田市空港一丁目152番3、152番4の各一部（第９号）

申　請　地：池田市空港一丁目152番4の一部（第１０号）

主 要 用 途：一戸建ての住宅

建 物 概 要：記載の通り

構　造　等：木造　地上３階

調 査 意 見：本申請は、一戸建ての住宅を新築するものである。

通路は、側溝等により後退整備済であり、雨水、汚水、雑排水は公共下水道へ支障なく適切に処理されているため、「提案基準４」に該当し、かつ「一括同意基準４」に該当する。

－第１１号報告について説明－

【概要】

申　請　地：池田市桃園一丁目1291番52、1291番53の一部

主 要 用 途：一戸建ての住宅

建 物 概 要：記載の通り

構　造　等：木造　地上３階

調 査 意 見：本申請は、一戸建ての住宅を新築するものである。

通路は、側溝等により後退整備済であり、雨水は側溝へ、汚水、雑排水は公共下水道へ支障なく適切に処理されているため、「提案基準４」に該当し、かつ「一括同意基準４」に該当する。

－第１２号報告について説明－

【概要】

申　請　地：池田市井口堂二丁目295番10の一部

主 要 用 途：一戸建ての住宅

建 物 概 要：記載の通り

構　造　等：木造　地上３階

調 査 意 見：本申請は、一戸建ての住宅を新築するものである。

通路は、側溝等により後退整備済であり、雨水は側溝へ、汚水、雑排水は公共下

水道へ支障なく適切に処理されているため、「提案基準５」に該当し、かつ「一括同意基準５」に該当する。

報告は以上でございます。

会長：

第８号から第１２号の説明が終わりましたので、何かご意見ご質問がございましたらお願いします。

会長：

第１１号の申請地について、角地の制限はありますか。

主幹：

建築物や門塀に対する形態制限はありますが、敷地面積として申請敷地に含めることは問題ない制限内容となっております。

会長：

第１２号の申請地の北側の水色の部分は水路ですか。

主幹：

ご指摘の通り、水路敷でございます。

会長：

他に何かご意見、ご質問ございませんか。

他に意見がないようですので、本審査会といたしまして第８号から第１２号までのご報告をお受けしたということで異議ありませんか。

－「異議なし」の声－

会長：

異議無しの声がありましたので、本審査会といたしまして、報告をお受けしたことといたします。

本日予定されております案件は、以上でございますが、事務局から何か連絡事項はございますか。

副主幹：

本日の第２回 池田市建築審査会の会議録の署名につきましては、会長、委員、委員にお願いいたします。

課長：

次回の開催日について、８月は開催致しませんが、９月は開催する予定です。案件としましては、伏尾台跡地活用に伴う用途特例許可を次回は議案として提出させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

会長：

それでは以上をもちまして、令和８年度第２回池田市建築審査会を閉会いたします。

ありがとうございました。